



# 水質基準に関する 省令の改正等について

東京都健康安全研究センター  
薬事環境科学部環境衛生研究科  
広域監視部建築物監視指導課

# 水質基準の改正について

令和元年度水質基準逐次改正検討会  
(厚生労働省) の内容

# 六価クロム化合物の基準強化（案）

現行

改正案

0.05mg/L ▶ 0.02mg/L

令和2年4月1日からの適用を予定

# 検査方法の改正について

令和元年度水質基準逐次改正検討会及び  
パブリックコメントの内容

## イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法

### 改正案

総則的事項において、試薬における標準液等の内容に別表第十三を追加

### <改正前>

一 総則的事項

- (1) 試薬における標準原液・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
開封後速やかに使用することとし、開封後保存したものを使用してはならない。ただし、別表第5及び別表第6において・・・・・・・・  
その限りでない。

### <改正後>



一 総則的事項

- (1) 試薬における標準原液・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
開封後速やかに使用することとし、開封後保存したものを使用してはならない。ただし、別表第五、別表第六及び別表第十三において・  
・その限りでない。

## 六価クロム化合物の検査方法

### 改正案

フレームー原子吸光光度計による一斉分析法（別表第4）の項目から六価クロム化合物の削除

### <改正前>

別表第4

フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、**六価クロム**、亜鉛、鉄、銅、ナトリウム、マンガン及びカルシウム、マグネシウム等（硬度）である。

### <改正後>



別表第4

フレーム-原子吸光光度計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、亜鉛、鉄、銅、ナトリウム、マンガン及びカルシウム、マグネシウム等（硬度）である。

## 別表第12

## イオンクロマトグラフィーポストカラム吸光光度法

## 改正案

## シアン化合物イオン及び塩化シアンの混合標準液の追加

## &lt;混合標準液の作成方法&gt;

シアン化物イオン標準原液  
(1000 mg/L)

シアン化物イオン標準原液  
(10 mg/L)

冷却リン酸緩衝液 (0.01 mol/L) 90 mL  
塩素化剤 (NaClO 又は クロラミンT)

1 mL

撹拌

1 w/v% 亜硫酸水素ナトリウム溶液 0.5 mL

1 mL

撹拌

100 mLに定容

この溶液1 mLは、シアン化物イオン及び塩化シアンを  
シアン化物イオンとしてそれぞれ0.0001 mg含む。

## 別表第13 イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法

### 別表第16の2 イオンクロマトグラフ法 → 削除

#### 改正案

#### 陰イオン類の分析方法の整理・統合

#### <改正前>

##### 別表第13

イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法

ここで対象とする項目は、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素並びに塩化物イオンである。

#### <改正後>



##### 別表第13

イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法

ここで対象とする項目は、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素、塩素酸並びに塩化物イオンである。



## 別表第13 イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法

## 試料の保存性

## &lt;改正前&gt;

## (9) 陰イオン混合標準液

硝酸態窒素、・・・・・・・・・・・・・・任意の濃度に薄めたもの  
この溶液1 mLは・・・・・・・・・・・・0.2 mgを含む。

**この溶液は、使用の都度調製する。**



## &lt;改正後&gt;

## (21) 陰イオン混合標準液

硝酸態窒素、・・・・・・・・・・・・・・任意の濃度に薄めたもの  
この溶液1 mLは・・・・・・・・・・・・0.2 mgを含む。

**この溶液は、冷暗所に保存する。**

## 試料採水時の塩素除去剤の適用拡大及び試料の保存期間

### <改正前>

#### 別表第13

イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法

#### 3 試料の採取及び保存

試料は・・・・・・・・・・試験する。速やかに試験できない場合は、  
24時間以内に試験する。

なお、残留塩素が含まれている場合・・・・・・・・・・エチレンジアミン溶液  
を加える。



### <改正後>

#### 別表第13

イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法

#### 3 試料の採取及び保存

試料は・・・・・・・・・・試験する。速やかに試験できない場合は、  
2週間以内に試験する。

なお、残留塩素が含まれている場合・・・・・・・・・・エチレンジアミン溶液  
又はチオ硫酸ナトリウム溶液を加える。

## 別表第18の2

### 液体クロマトグラフィー質量分析法

#### 改正案

対象項目に塩素酸を追加

#### <改正前>

別表第18の2

液体クロマトグラフィー質量分析法

ここで対象とする項目は、臭素酸である。



#### <改正後>

別表第18の2

液体クロマトグラフィー質量分析法

ここで対象とする項目は、**塩素酸及び**臭素酸である。

## 別表第18 イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法

### 改正案

### 標準液に係る規定の改正

#### <改正前>

別表第18

イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法

試薬

臭素酸標準原液1 mLに精製水を加えて1 Lとした溶液1 mLに精製水を加えて100 mLとしたもの

#### <改正後>

別表第18

イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法

試薬

臭素酸標準原液を、精製水で1000～100000倍の範囲内における任意の濃度に薄めたもの

## 別表第18の2 液体クロマトグラフィー質量分析法

### 改正案

### 標準液に係る規定の改正

#### <改正前>

別表第18の2  
液体クロマトグラフィー質量分析法  
試薬  
**臭素酸**標準液



#### <改正後>

別表第18の2  
液体クロマトグラフィー質量分析法  
試薬  
**陰イオン混合**標準液  
塩素酸及び臭素酸・・・・・・・・、**精製水で塩素酸は10～1000倍、臭素酸は1000～100000倍の範囲内における任意の濃度に薄めたもの**

## 別表第5 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法

## 別表第6 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法

### 改正案

**検量線の作成において  
金属類標準原液からの調製可能**

### <改正前>

#### 別表第5及び別表第6

誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法及び誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法

#### 5 検量線の作成

金属類混合標準液をそれぞれ段階的に・・・・・・・・

### <改正後>



#### 別表第5及び別表第6

誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法及び誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法

#### 5 検量線の作成

**金属類標準原液又は**金属類混合標準液をそれぞれ段階的に・・・・・・・・